

■事業者の場合 緑色の部分をクリックすると、詳細説明のページに移動します

申込先

●インターネットで申請
※申請期間：R2.5.1～R3.1.15

●最寄りの金融機関にて申込
売上減少の認定は市町村が行います
矢巾町 産業観光課 商工振興係（役場2階）
TEL:019-611-2602

●市町村で申請
矢巾町 産業観光課 商工振興係（役場2階）
TEL:019-611-2602

●補助対象月 4月～6月分家賃
家賃の支払いを証明できる書類が必要になります

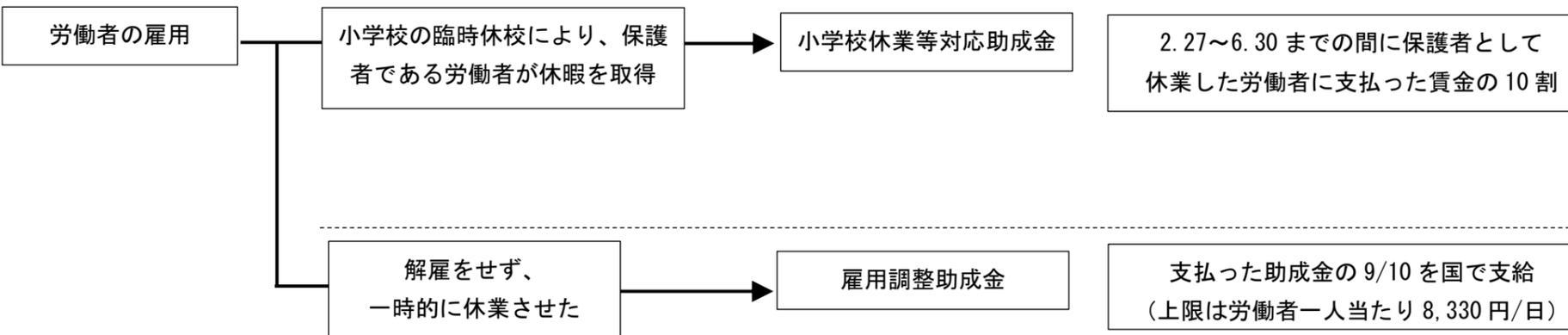
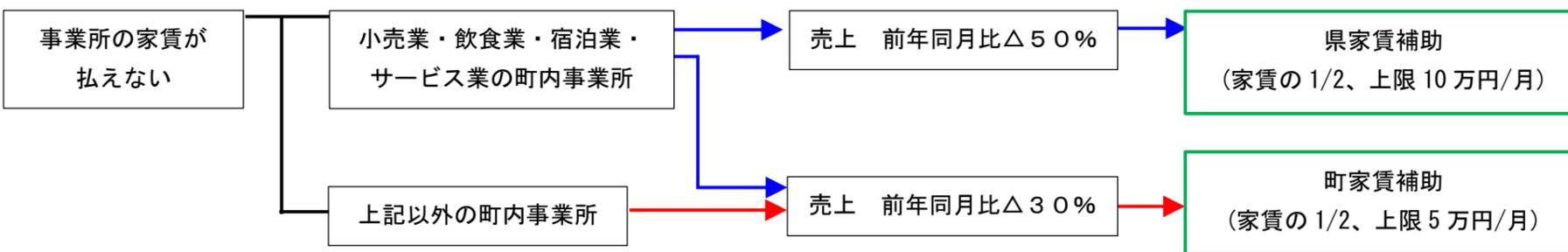
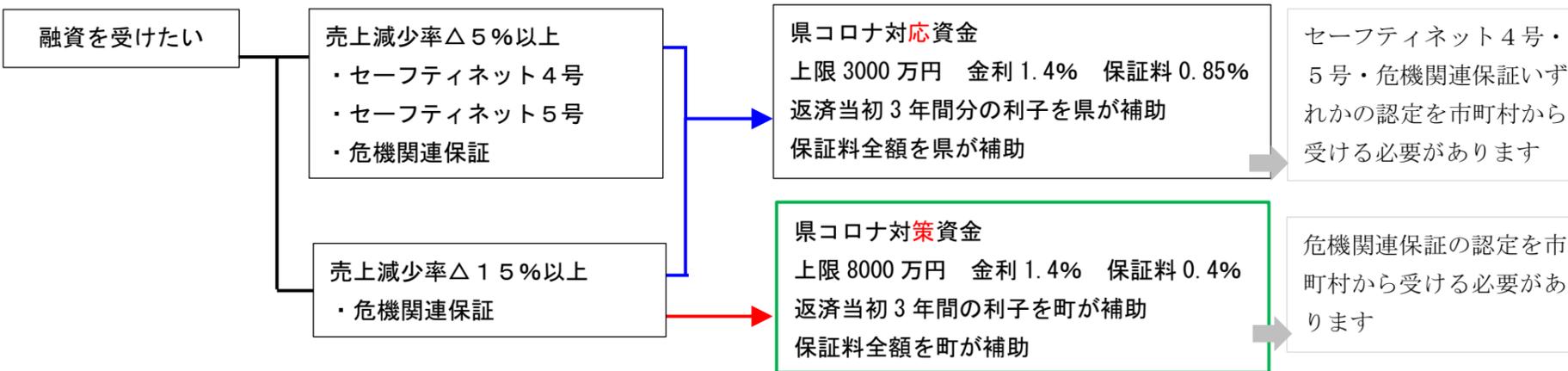
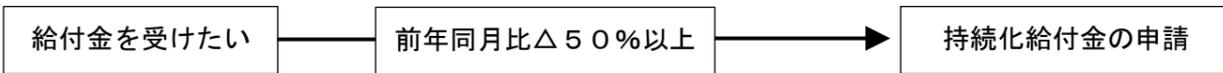
●労働局・職業安定所
TEL:019-606-3285（岩手労働局）
0120-60-3999（コールセンター）
※申請期間 9月30日まで（通常の年次休暇とは別の休暇制度を設けるなどの要件があります）

★雇用調整助成金について、労働局からの認定を受けた後、矢巾町でも一部補助をします。（申請先：産業振興課 商工振興係 TEL:019-611-2602）

●ハローワーク
盛岡職業安定所
TEL:019-624-8907

●矢巾町社会福祉協議会
TEL:019-611-2840

●東北労働金庫
TEL:0120-1919-62



■労働者の場合



【矢巾町産業観光課】新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策について

矢巾町産業観光課では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策として、次の取り組みを実施します。

事業者向け

●地域企業経営継続支援事業補助金

1 【県・町】事業者への家賃補助事業（売上が▲50%以上、業種指定あり）

（1）概要

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者の皆様に対して、事業継続を下支えするため、矢巾町及び岩手県が連携して独自の支援策として家賃補助を行う。

（2）対象者及び条件等

中小企業者のうち従業員50人以下の小売業、飲食業、宿泊業及びサービス業を営む者であって、①または②に該当するもの。

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が50%以上減少した町内事業者
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に応じて休業した事業者であって、今後、売上の50%以上減少が見込まれる町内事業者

（3）補助率等

補助対象者が支払う家賃の1/2以内

（ただし、補助上限は一月あたり10万円とする。）

※対象となる家賃は、賃貸借契約で決められた固定賃料（水道光熱費等の変動経費は含まない。）

（4）補助対象期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日（3か月間）

（1事業者あたり最大30万円まで可能）

事業者向け

2 【町単独】事業者への家賃補助事業（売上が▲30%以上、業種指定なし）

（1）概要

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者の皆様に対して、事業継続を下支えするため、矢巾町独自の支援策として家賃補助を行う。

（2）対象者及び条件等

町内に住所を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主であって、①または②に該当するもの。

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が30%以上減少した町内事業者
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に応じて休業した事業者であって、今後、売上の30%以上減少が見込まれる町内事業者

（3）補助率等

補助対象者が支払う家賃の1/2以内

（ただし、補助上限は一月あたり5万円とする。）

※対象となる家賃は、賃貸借契約で決められた固定賃料（水道光熱費等の変動経費は含まない。）

（4）補助対象期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日（3か月間）

（1事業者あたり最大15万円まで可能）

※ 必要提出書類

- ①家賃が確認できる書類（賃貸借契約書、利用契約書の写し等）
- ②減少を比較する月の売上と前年同月の売上が分かる書類
- ※ 創業から1年を経過していない者にあっては、選択した月の売上が分かる書類
- ③ 申請日時点で矢巾町内で事業を行っていたことが分かる書類（登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、所得税申告書の写し等）
- ④ その他町長が必要と認める書類（休業を証明する書類など）

お問い合わせ
矢巾町産業観光課 商工振興係
電話 019-611-2602

事業者向け

●【県・町連携】緊急雇用助成事業費補助金

(雇用調整助成金の一部補助)

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業が、国の雇用調整助成金を活用して休業手当、賃金等を支給し従業員の雇用の維持を図った場合に、事業主が負担する経費に対して矢巾町及び岩手県が連携してその経費の一部を補助するもの。

(2) 対象者及び条件等

国の雇用調整助成金を活用し、かつ、解雇等をしなかった中小企業の事業主。

(3) 補助率等

事業主が負担する1/10相当額の補助

(ただし、一人1日あたりの補助額は、休業手当等(基準賃金額)の1/10又は925円のいずれか低い額とする。)

(4) 補助対象期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日(3か月間)

※ 必要提出書類

- ①雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- ②雇用調整助成金に係る国への提出書類の写し

お問い合わせ
矢巾町産業観光課 商工振興係
電話 019-611-2602

事業者向け

●【町単独】資金貸付金の利子等補給事業

(利子・保証料に対する補助)

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中小・小規模事業者・個人事業者の資金繰りを支援するため、県融資制度「新型コロナウイルス感染症対策資金」を利用した方への保証料全額及び利子3年分を全額補給するもの。

(2) 対象者及び条件等

県融資制度「新型コロナウイルス感染症対策資金」を受ける、町内に事業所が所在する中小企業・小規模事業者・個人事業者

(3) 補助率等

保証料全額及び利子3年分を全額補給（返済期間は最長10年間）

(4) 補助対象期間

令和2年4月1日から令和3年1月31日までの融資実行分

(「新型コロナウイルス感染症対策資金」をすでにご利用した方については、遡及して補給します。)

※ 必要提出書類

- ①融資決定通知書及び償還計画がわかるものの写し
- ②保証協会の保証決定を証するものの写し
- ③市町村税の滞納がないことを証するもの

お問い合わせ
矢巾町産業観光課 商工振興係
電話 019-611-2602

勤労者向け

●【町単独】勤労者の生活援助資金貸付事業

(実質無利子による貸付制度)

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している勤労者世帯に対して、生活の安定と向上を図るため、無利子での生活援助資金(上限50万円)の貸付制度。

(2) 対象者及び条件等

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、一時的に生計維持のための貸付を必要とする世帯。

(3) 補助率等

貸付額の上限は1件につき50万円、貸付利率のうち1.0%を町で補給

(4) 補助対象期間

令和2年5月中旬から令和3年3月31日

お問い合わせ
矢巾町産業観光課 商工振興係
電話 019-611-2602

農業者向け

1 【町単独】 国産農産物生産拡大事業（農業担い手支援事業の予算拡充）

（1）概 要

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、食糧危機の観点もあり国内農産物の需要が高まっている。

不作付地の作付けを推進することにより、農業者の所得向上に期待すると共に、来年以降も引き続き作付けされることを期待する。

（2）対象者及び条件等

対象者：経営所得安定対策活用する集落営農組織、農業者等

条 件：田及び畑地について、令和元年度不作付地で、令和2年度作付（出荷・販売を 目的とするもの）を行った農地の面積を対象とする

（3）補助率等

5千円／10アール

（4）補助対象期間

令和2年度産農産物、概ね1月には経営所得安定対策関係事業の実績が出ることから、この実績面積を活用し、2月頃に既存予算の300万円と併せて助成する。

農業者向け

2 【町単独】 農畜産物消費者PR事業

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、牛肉、花き、外食産業等の需要が減退していることから、これら農産物の消費拡大 不作付地の作付けを推進することにより、農業者の所得向上に期待すると共に、来年以降も引き続き作付けされることを期待する。

(2) 対象者及び条件等

JA部会のほか、民間組織団体等もしくは矢巾町が自ら企画・実施する、需要の低迷している町内農畜産物の消費拡大の取組みについて、区長配布等を通じたチラシの配布によりPRし支援する。

(3) 補助対象期間

予算成立～年度末

お問い合わせ
矢巾町産業観光課 農林振興係
電話 019-611-2612